

取適法を正しく理解し、 適正な取引と価格転嫁の実践へ

企業間取引を取り巻く環境が大きく変化する中、発注側・受注側の双方において取引ルールを正しく理解し、適正な価格交渉や取引条件の見直しに取り組むことが求められています。

本セミナーでは、「中小受託取引適正化法（取適法）」について発注側企業が遵守すべき事項と、発注側企業・受注側企業、それぞれが把握しておくべきポイントを弁護士が分かりやすく解説します。あわせて、パートナーシップ構築宣言の趣旨、労務費の適切な転嫁に向けた取組、価格交渉に活用できる支援ツール、県内企業の取組事例などを紹介します。

参加費
無料

令和8年

11月11日(水) 13:30-16:35

対面会場

TKPガーデンシティ広島駅前大橋
ホール6A

(広島市南区京橋町1-7 アスティ広島京橋ビルディング6階)

開催方法 対面・オンライン (Zoom)

対象者 広島県内の企業の方・経済支援団体等の方

定員 先着順 現地参加：60名・オンライン参加：200名

PROGRAM

第1部

13:30-15:00 基調講演
取引の適正化を目指して ～取適法と優越的地位の濫用を理解しよう～
講師 太樹法律事務所 高橋 善樹様

15:00-15:10 休憩

第2部

15:10-15:40 適切な価格転嫁と取引適正化に向けて (労務費等の適切な転嫁について)
講師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所取引課

15:40-15:55 パートナーシップ構築宣言の取組について
講師 中小企業庁 事業環境部 取引課

15:55-16:20 価格転嫁の第1歩！ 利益確保に必要な売上高を
シミュレーションできる「儲かる経営キック君」のご紹介
講師 独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課

16:20-16:35 価格交渉・価格転嫁の優良事例
講師 合同会社デロイトトーマツ

基調講演講師



太樹法律事務所 高橋 善樹

【専門分野】独占禁止法、取適法、景品表示法等のビジネス法務

【講師歴】中小企業庁「下請取引適正化推進シンポジウム、セミナー」(2013～2019年) 講師

【活動】取引かけこみ寺助言弁護士・経済産業省の取適法ガイドラインの委員・型取引の適正化協議会の委員

お申込み

右の二次元コード
または申込フォームから
お申込みください。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/hiroshima-partnership2.html>

申込期限／令和8年11月4日(水)

※オンライン参加者には、開催日前までに視聴用URLをお送りします。

※会場参加は定員に達し次第、受付を終了します。

お申込みについて

広島県HP又は二次元コードから専用フォームを開き、必要事項を入力の上、お申込みください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/hiroshima-partnership2.html>

開催日の前日までに、お申込み頂きましたメールアドレス宛に、セミナー視聴用のZOOMアドレスをお送りします。

メールが届かない場合は、お手数ですが、チラシ表面の「お問合せ先」までご連絡ください。

当日のご参加が難しい場合でも、見逃し配信でご視聴が可能です。

お申込みの方には、後日、見逃し配信のURLをメールにて送付いたします。

申込期限

令和8年11月4日(水)

※定員に達した場合は、
受付を締め切らせて頂きます。



広島県の
ホームページ



申込フォーム

基調講演のご案内

取引の適正化を目指して ～取適法と優越的地位の濫用を理解しよう～

本セミナーは、取適法、優越的地位の濫用規制の考え方（製造委託等に係る代金の支払に関する特定の公正な取引方法、物流特殊指定を含む）を身に付け、実務に役立てることにより、すべての事業者が取引の適正化を実現できるようにすることを目的とします。

セミナー内容

取適法、優越的地位の濫用規制
の全体像を把握する基礎編

見積から支払までの実務に役立つ
規制内容や対策を学ぶ実践編

実際の対応事例を学ぶ応用編

これらの事例で困った経験はありませんか？

事例①

価格転嫁交渉

中小受託事業者が労務費の指針に従って値上げを求めてきた場合、委託事業者としてどのような対応をすべきか。

事例②

型の管理

型の保管について、公正取引委員会は発注を1年間以上行わない状況や今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていた場合、型等を改めて使用する予定がない状況において、中小受託事業者に型等を無償で保管させていたケース等について、取適法の勧告を行っているが、このような違反を防ぐためには、どのような対応をすべきか。

事例③

運送委託

運送を委託する発荷主、運送品を受領する着荷主それぞれの立場において、取適法、物流の特殊指定、製造委託等に係る代金の支払に関する特定の公正な取引方法に違反しないようにするためにどのような点に留意すればよいか。



事例をもとに具体的に学べるセミナーです

